

白岡市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても水火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従がい、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第12条 団員に支給する報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</p> <p>2 前項の年額報酬の額は、次の各号に掲げる団員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 団長 年額 181,500円</p> <p>(2) 副団長 年額 137,500円</p> <p>(3) 分団長 年額 104,500円</p> <p>(4) 副分団長 年額 88,600円</p> <p>(5) 班長 年額 72,600円</p> <p>(6) 団員 年額 65,600円</p> <p>3 年度の中途において新たに団員に任命された者又は団員を退職した者に支給する年額報酬の額については、当該報酬の額を12で除して得た額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 年度の中途において新たに団員に任命された場合 新たに団員に任命された日の属する月から3月又は団員を退職した日の属する月までの期間</p> <p>(2) 年度の中途において団員を退職した場合 4月から団員を退職した日の属する月までの期間</p> <p>4 年度の中途において階級の変更（以下この項において「階級変更」という。）があった団員に支</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従がい、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第12条 団員に対する報酬並びに費用弁償は、別に定める特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）により支給する。</p>

参考資料

給する年額報酬の額については、次の各号に掲げる額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

(1) 当該階級変更前の階級（以下この号において「旧階級」という。）による年額報酬の額を12で除して得た額に、旧階級により在籍した月数（当該階級変更のあった日が当該日の属する月の初日である場合にあっては、当該初日の前日の属する月までの月数）を乗じて得た額

(2) 当該階級変更後の階級（以下この号において「新階級」という。）による年額報酬の額を12で除して得た額に、新階級により在籍した月数（当該階級変更のあった日が当該日の属する月の2日以後である場合にあっては、当該月数から1月を減じて得た月数）を乗じて得た額

5 第1項の出動報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害のため出動した場合 1日につき8,000円（1日の出動時間の合計が4時間に満たない場合あっては、4,000円）

(2) 災害以外のため出動した場合 1日につき2,000円

6 報酬の支給方法は、特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の例による。

（費用弁償）

第13条 団員が会議に出席したときは、費用弁償として1,300円を支給する。

2 団員が職務のため旅行したときは、別に定めるところにより旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する費用弁償は、職員等の旅費に関する条例（平成元年白岡町条例第25号）の例による。ただし、同条例第16条第2項の規定は、適用しない。

（公務災害補償）

第14条 略

（退職報償金）

第15条 略

（委任）

（公務災害補償）

第13条 略

（退職報償金）

第14条 略

（委任）

第16条 略

附 則

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員及び消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。

別表（第1条、第4条、第5条関係）

区分	報酬額（円）	費用弁償（円）
消防賞 ゆつ金等 審査委員 会	略	略
校医	略	略

第15条 略

附 則

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。

別表（第1条、第4条、第5条関係）

区分	報酬額（円）	費用弁償（円）	
消防賞 ゆつ金等 審査委員 会	略	略	
消防団	団長	年額 131,300 1日 1,300	
	副団長	年額 110,100 水火災及び警戒のため出動	
	分団長	年額 81,200 したとき 1回につき 3	
	副分団長	年額 68,800 , 000（出動時間が6時	
	班長	年額 57,700 間を超えると きは、2回分	
	団員	年額 52,200	点検、訓練等のため出動したとき 1回につき 1,300（出動時間が6時間を超えるときは、2回分）
			火災出動で放水したときは 2,000加算
校医	略	略	